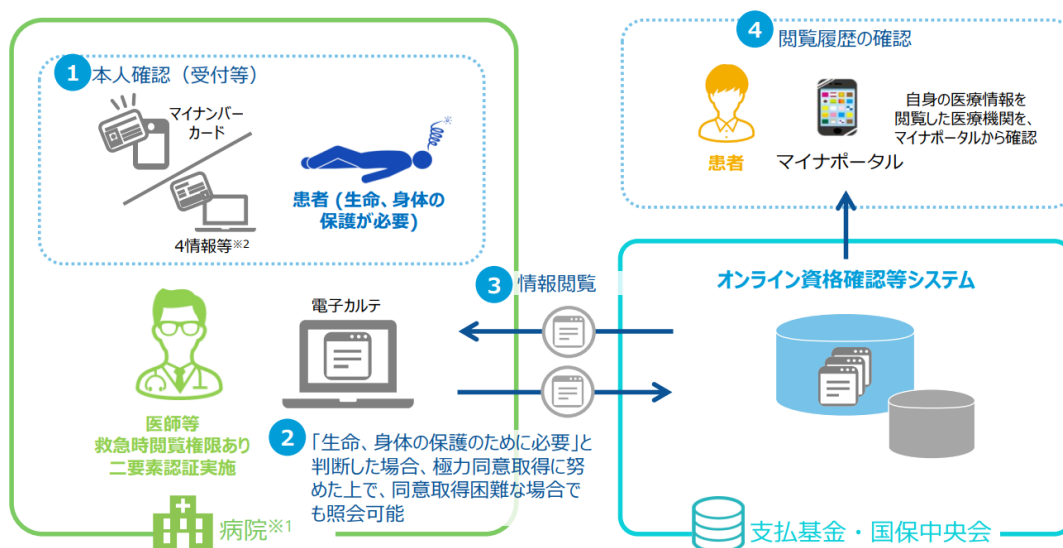


救急時医療情報閲覧概要について

1. 救急時医療情報閲覧について

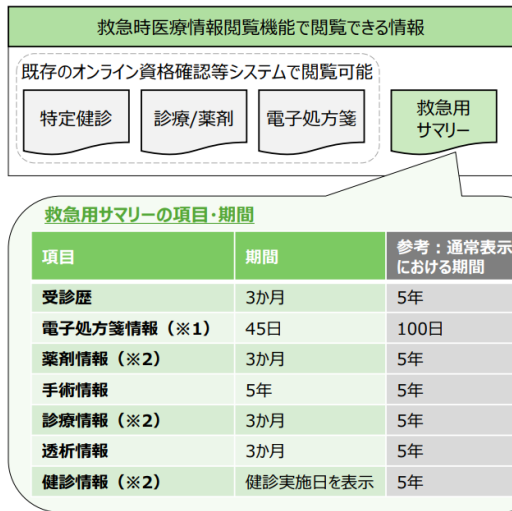
救急時医療情報閲覧機能により、病院においては※1、**患者の生命、身体の保護のために必要な場合、マイナンバーカードまたは4情報による検索により本人確認を行うことにより、患者の同意取得が困難な場合でも、レセプト情報に基づく医療情報等が閲覧**できるようになります。

※1 救急時医療情報閲覧は、「患者の生命、身体の保護のために必要がある場合」を対象とした仕組みであるため、主に救急患者を受け入れる一次救急～三次救急告示病院および病院を対象とした機能です。病院以外の医療機関等（診療所・薬局）には開放を想定しない機能となります。



2. 閲覧できる情報

救急時医療情報閲覧機能では、現行のオンライン資格確認等システムで通常表示可能な診療／薬剤情報に加え、患者の基本情報・医療情報等が集約された**救急用サマリー**の閲覧が可能です。



※1：電子処方箋情報については、既に電子処方箋管理サービスを導入済みの医療機関等で登録された情報が閲覧可能。(救急用サマリーでは電子処方箋管理サービスに登録された情報のうち調剤情報のみ閲覧可能)
 ※2：薬剤情報については令和3年9月診療分のレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出した情報。診療情報については令和4年6月以降に提出されたレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出した情報。特定健診情報については令和2年度以降に実施し順次登録された情報が閲覧可能。

救急用サマリーの表示イメージ (PDF)



3. 病院でできるようになること

救急時において、意識障害等の同意取得困難な患者に対しても、薬剤情報や手術情報等のレセプトに基づく医療情報を閲覧し、迅速かつ適切な検査・治療等に活用できるようになります。

4. 救急時医療情報閲覧機能活用のメリット

救急時医療情報閲覧機能によって、**患者の服薬等の複数回にわたる口頭伝達が軽減可能**です。さらに電子カルテへの入力作業が効率化され、**業務負担軽減および医療の質向上**に繋がります。

救急時医療情報閲覧機能では患者の直近の受診歴も確認可能なことから、**転院搬送やかかりつけ医と連携を取る場合等に、双方の医療機関にとってより迅速な意思決定・情報伝達が可能**と考えられます。

5. 診療報酬加算の要件見直しについて

2024年の診療報酬改定により、医療DX推進による医療情報の有効活用等を目的として、**総合入院体制加算・急性期充実体制加算・救命救急入院料の要件が見直されました。救急時医療情報閲覧機能の導入が施設基準に追加**される見通しです。

6. 利用開始に向けたスケジュール

令和6年10月より、救急時医療情報が閲覧できるようになります。

令和5年度から対応が必要な、準備作業の内容や、作業スケジュールについては、今後、順次医療機関等ポータルサイト等にてご案内していく予定です。

なお、利用にあたり、オンライン資格確認を導入している必要があるため、まだ導入していない場合は、お早めに準備をお願いします。

厚生労働省医政局 救急時医療情報閲覧機能概要案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001243478.pdf>

準備作業のステップについて

救急時医療情報閲覧機能の導入に向けた準備作業は以下の2ステップです。特に電子カルテシステムにて二要素認証を新規導入する場合等、システム事業者（現在ご利用の電子カルテシステム等の事業者）との調整に期間を要するため、お早めに準備をお願いいたします。

救急時医療情報閲覧機能導入に向けた準備作業の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001267149.pdf>